水質検査結果

令和3年8月　　阪神水道企業団

	項目	基準値等	単位	尼崎浄水場浄水	猪名川浄水場浄水
基準項目	一般細菌	100以下	個/mL	0	0
	大腸菌	検出されないこと	―	不検出	不検出
	カドミウム及びその化合物	0.003以下	mg/L	0.0003未満	0.0003未満
	水銀及びその化合物	0.0005以下	mg/L	0.00005未満	0.00005未満
	セレン及びその化合物	0.01以下	mg/L	0.001未満	0.001未満
	鉛及びその化合物	0.01以下	mg/L	0.001未満	0.001未満
	ヒ素及びその化合物	0.01以下	mg/L	0.001未満	0.001未満
	六価クロム化合物	0.02以下	mg/L	0.002未満	0.002未満
	亜硝酸態窒素	0.04以下	mg/L	0.004未満	0.004未満
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	mg/L	0.001未満	0.001未満
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	mg/L	0.91	1.20
	フッ素及びその化合物	0.8以下	mg/L	0.09	0.09
	ホウ素及びその化合物	1.0以下	mg/L	0.02	0.02
	四塩化炭素	0.002以下	mg/L	0.0002未満	0.0002未満
	1,4-ジオキサン	0.05以下	mg/L	0.005未満	0.005未満
	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	mg/L	0.004未満	0.004未満
	ジクロロメタン	0.02以下	mg/L	0.002未満	0.002未満
	テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/L	0.001未満	0.001未満
	トリクロロエチレン	0.01以下	mg/L	0.001未満	0.001未満
	ベンゼン	0.01以下	mg/L	0.001未満	0.001未満
	塩素酸	0.6以下	mg/L	0.11	0.08
	クロロ酢酸	0.02以下	mg/L	0.002未満	0.002未満
	クロロホルム	0.06以下	mg/L	0.007	0.004
	ジクロロ酢酸	0.03以下	mg/L	0.003未満	0.003未満
	ジブロモクロロメタン	0.1以下	mg/L	0.006	0.005
	臭素酸	0.01以下	mg/L	0.003	0.002
	総トリハロメタン	0.1以下	mg/L	0.021	0.015
	トリクロロ酢酸	0.03以下	mg/L	0.003未満	0.003未満
	ブロモジクロロメタン	0.03以下	mg/L	0.008	0.006
	ブロモホルム	0.09以下	mg/L	0.001	0.001
	ホルムアルデヒド	0.08以下	mg/L	0.008未満	0.008未満
	亜鉛及びその化合物	1.0以下	mg/L	0.01未満	0.01未満
	アルミニウム及びその化合物	0.2以下（0.1以下）	mg/L	0.04	0.06
	鉄及びその化合物	0.3以下	mg/L	0.01未満	0.01未満
	銅及びその化合物	1.0以下	mg/L	0.01未満	0.01未満
	ナトリウム及びその化合物	200以下	mg/L	18.2	16.8
	マンガン及びその化合物	0.05以下（0.01以下）	mg/L	0.001未満	0.001未満
	塩化物イオン	200以下	mg/L	15.3	12.6
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下（10～100）	mg/L	41.8	39.0
	蒸発残留物	500以下（30～200）	mg/L	115	102
	陰イオン界面活性剤	0.2以下	mg/L	0.02未満	0.02未満
	ジェオスミン	0.00001以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満
	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満
	非イオン界面活性剤	0.02以下	mg/L	0.005未満	0.005未満
	フェノール類	0.005以下	mg/L	0.0005未満	0.0005未満
	有機物(全有機炭素の量)	3以下	mg/L	0.7	0.8
	pH値	5.8～8.6（7.5程度）	―	7.5	7.5
	味	異常でないこと	―	異常なし	異常なし
	臭気	異常でないこと	―	異常なし	異常なし
	色度	5以下	度	0.5未満	0.5未満
	濁度	2以下（1以下）	度	0.1未満	0.1未満
水質管理目標設定項目	アンチモン及びその化合物	0.02以下	mg/L	0.002未満	0.002未満
	ウラン及びその化合物	0.002以下	mg/L	0.0002未満	0.0002未満
	ニッケル及びその化合物	0.02以下	mg/L	0.002未満	0.002未満
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	mg/L	0.0004未満	0.0004未満
	トルエン	0.4以下	mg/L	0.04未満	0.04未満
	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08以下	mg/L	0.008未満	0.008未満
	亜塩素酸	0.6以下	mg/L	0.06未満	0.06未満
	ジクロロアセトニトリル	0.01以下	mg/L	0.001未満	0.001未満
	抱水クロラール	0.02以下	mg/L	0.002未満	0.002未満
	農薬類(検出値と目標値の比の総和)	1以下	―	―	―
	残留塩素	1以下	mg/L	0.9	1.0
	遊離炭酸	20以下	mg/L	1.0	1.1
	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	mg/L	0.03未満	0.03未満
	メチル-t-ブチルエーテル	0.02以下	mg/L	0.002未満	0.002未満
	有機物(KMnO4消費量)	3以下	mg/L	0.9	1.1
	臭気強度(TON)	3以下	―	1	1
	ランゲリア指数(腐食性)	-1.0以上、0付近	―	-1.2	-1.2
	従属栄養細菌	2,000以下	個/mL	0	0
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	mg/L	0.01未満	0.01未満
	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及び ペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005以下	mg/L	―	―
	遊離残留塩素	0.1以上	mg/L	0.8	0.9
水道水質基準の適合判定				適合	適合

注1：基準値等欄の( )値は、水質管理目標設定項目の目標値です。
注2：遊離残留塩素は、水道法施行規則第17条第1項第3号に基づく「衛生上の措置である消毒の基準」です。